

押立神社古式祭（ドケ祭）について

－押立神社祭礼の再検討と伝承の課題－

■押立神社古式祭（ドケ祭）とは

押立神社は、旧愛知郡湖東町の 3 分の 2 を占める押立郷 18 か村の村社である。古くは 3 月二の申の日を祭日（現在は 4 月 24 日に近い日曜日）として、毎年盛大に春祭りが行われてきた。この春祭りのうち、明治以降 60 年に一度の奇祭として、古式にのっとり行われるのがドケ祭りである。その芸能は、いわゆる風流の囃子物で、鬼面や般若面をつけたドケ役、太刀振り、ササラなどの役が趣向を凝らした衣裳で行道しつつ踊り歩く。ドケの言葉の由来は明らかではないが「ドッケノ、ドッケノ、シッケノケ…」と囃子ながら踊ることにちなむと伝えられている。明治 45 年の祭礼では 600 人近い大行列の渡御があった記録があり、大規模なものであることが知られてきたが、祭りの周期が長く、このままでは伝承が困難であることから、平成 5 年に保存会を結成し、ドケ踊りや囃子の伝承と後継者の育成に取り組んだ。湖東地方の中世祭礼を知る上で貴重な伝統文化として、文化財指定を受けている。

指定名称等（指定年月日は、ともに平成 10 年 10 月 15 日）

- ・東近江市指定無形民俗文化財
「押立神社古式祭（ドケ祭）四月二十四日に近い日曜日に行われるもの」
- ・東近江市指定書跡「押立神社文書（1019 点）」

△三つのポイント

- ①60 年に一度といわれているが… ⇒ 明治の記録に初見。古記録から見える不規則性。
- ②最古の資料「建保 3 年宮中の写」に書いてあること ⇒ 三月二之申祭。祭礼渡り。
- ③「ドッケのドッケのシッケノケ」ドケとは… ⇒ 文書にみる藤家七家とは何か。

■記録・資料

- ・愛知郡誌 現存しない文書類が掲載されている。
- ・「明治四拾五年四月執行 古式祭渡御式録事」 ⇒ 昭和 46 年大祭の典拠資料。
- ・押立神社文書

■課題

- ・文化財の価値とは何か。
⇒Authenticity（オーセンティシティー）信頼がおけること。确实性。真実性。信憑（しんぴょう）性。真正性。
Integrity（インテグリティ）。完全性・全体性を保っていること。
- ・指定文化財とは、文化財の価値が明確である事。
⇒価値を損ねない努力。勝手な改変をしない。
⇒改変せざるを得ないときは、どこがどう変わったか（変えたか）を明確にする。
⇒指定の要件を守る。春祭りで行う・渡御列・行道など。
- ・後継者を育てる。
⇒子供の参加。学校への働きかけ。
⇒新しいものを生み出すことも可能。

■参考・祭礼記録

- ①客人大明神様御祭礼之次第 貞享4年（1687）
- ②貞享5年御祭礼之次第 貞享5年（1688）
- ③御祭礼之駕与丁之義ニ付申合状 元禄2年（1689）
- ④雨乞返シニ付相極メ申法度書 享保14年（1729）
- ⑤建保乙亥三月二之申祭掟 享保16年（1731）
- ⑥押立客人大明神祭礼渡り次第 享保21年（1736）
- ⑦祭礼幕場相論ニ付郷中濟一札 文化8年（1811）
- ⑧幕場休場ニ付郷中一札 文化8年（1811）
- ⑨客人宮御祭礼渡り当番役割帳 天保11年（1840）
- ⑩押立客人大明神祭礼渡り次第ニ付定書 嘉永6年（1853）
- ⑪押立客人二社大明神祭礼渡り次第ニ付定書 嘉永6年（1853）
- ⑫明治四十五年四月執行古式祭渡御式録事 明治45年（1912）

■参考・祭礼名称

- ①客人大明神様御祭礼
- ②③御祭礼
- ⑤三月二之申祭
- ⑥⑦⑨⑩祭礼渡り
- ⑫古式祭渡御式